

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条の規定により、令和3年度 特定随意契約実施結果を公表する。

課 名：商工観光課
公表日：令和5年11月1日

令和5年度 特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第2条（3）第1項第3号	「しばたファンタジーイルミネーション（12/1～12/30）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	「しばたファンタジーイルミネーション（12/1～12/30）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	業務日 19日間 【業務時間】 ・設置：6.0時間×8人/日×15日＝720時間 ・撤去：6.0時間×6人/日×4日＝144時間 ・イルミネーション設置として、11月中に15日間、撤去として1月中に4日間	柴田町大字船岡字館山95-1（船岡城址公園）地内	令和5年11月2日から令和6年1月31日まで	令和5年11月1日	宮城県柴田郡柴田町東船迫1丁目8番地1 公益社団法人柴田町シルバー人材センター 理事長 半澤秀雄	2,504,700円（消費税額及び地方消費税額を含む）	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条第1項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正である契約の相手方とするもの。	当該施設の設備等に精通しており、施工業務等に関する知識を有するもの。